

本章では、計画の達成を目指して、計画を総合的に推進するに当たっての制度や施策の実施状況を明らかにします。

なお、環境基本計画の「計画の推進」では、「環境教育・学習の推進」と「パートナーシップの構築」を掲げていますが、本報告書では、「第2章 重点分野」に掲載しました。

■環境調査等の実施状況

環境への配慮を促す制度として、事業の基本構想や基本計画等の初期の段階から、環境に配慮すべき事項を示す「環境調査制度」と事業実施段階における環境配慮を促す「環境影響評価制度」があります。

環境調査

環境調査制度は、環境基本条例第12条の規定に基づき、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、環境に係る配慮が十分になされているか、環境面から望ましい選択であるか等について調査を行う制度で、1994年10月から運用しています。

事業別環境配慮指針（第4章115ページ）が、原則として全ての開発事業や施設整備における自主的な環境配慮を促す指針としての役割を持つものであるのに対し、本制度は環境に係る市の主要な政策又は方針のうち環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業、計画、方針、要綱等を対象とし、環境調整会議における総合的調整の手続を経ることにより環境配慮の実効性を確保する役割を持っています。

<環境調査制度の対象>

- 市が実施する大規模な開発事業
- 国、県や独立行政法人、公社等の機関が実施する大規模な開発事業であって、市の特別な許認可権限が附帯する場合における許認可方針又は市との特別な協議が必要な場合における協議方針
- 環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業に関連して市が策定する計画、要綱等。ただし、基本的環境施策に係る計画等は除く。

実施状況

2007年度に、環境調査制度の手続きを経て、事業実施が公表された2件及び計画1件についてその概要は次のとおりです。

1 都市計画マスタープラン

位置	川崎市全域	事業主体	川崎市
目的	都市計画法第18条の2の規定に基づき、長期的視点に立った都市の将来像を明らかにし、計画的な都市計画行政を進めるに当たっての指針とするために策定する。		
内容	区域面積：144.35km ²		
環境配慮の考え方	臨海部	大気	交通需要管理手法を活用し、自動車からの汚染物質の排出量を削減する。
		水	自然生態系の保全と回復のバランスの取れた河川整備。
		緑	事業者の緑化推進。緑地やオープンスペースの創出を誘導。
		都市アメニティ	景観法の活用や条例に基づく景観形成地区の指定等、先導的な景観形成の誘導。
	内陸部	資源・廃棄物	「エコタウン構想」に基づき、臨海部における資源循環への取組を促進。
		騒音・振動	工場の操業環境の維持・工場と住環境の調和を目指した、市街地環境の改善。
		建造物影響	環境影響評価制度等に基づく土地利用や施設整備の適切な指導。
		緑	斜面緑地総合評価に基づいて、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努める。
	丘陵部	都市アメニティ	放置自転車問題について自転車等駐輪場の整備。
		資源・廃棄物	廃棄物の抑制やリサイクルなど、循環型社会の構築を目指す。
		水	公共用水域の水質保全等を図るため、下水道の早期完成を目指す。
		緑	農業振興地域において、都市農業として高い生産性が確保できる農地の保全。「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結等緑地保全施策を活用し、保全に努める。
都市アメニティ	バス交通の円滑化に向けた交通環境の改善。地域の主体的な検討や運営によるコミュニティ交通の導入に向けた取組。交通施設について、事業者によるバリアフリーも対応した施設の導入を促進。		
指摘事項	一部で調整を要する表現が見られるものの、環境調査書における環境配慮の考え方においては、担うべき環境面の配慮がなされており、概ね妥当。本環境調査書の内容に即した策定とともに、環境基本計画との整合性を十分確保するよう努めること。		

2 黒川地区小中学校新設事業

位置	麻生区はるひ野4丁目8番	事業主体	川崎市
事業の目的	黒川地区の土地区画整理事業に伴う新たな人口増への対応、また、児童生徒数の増加が見込まれている隣接校の栗木台小学校及び白鳥中学校の学校規模の適正化と新しい教育内容へ対応するため、平成20年度開校を目指し小中学校を新設する。		
事業の概要	敷地面積：約24,356㎡ 延床面積15,000㎡～18,000㎡程度 施設概要：校舎（小中学校18クラス程度、中学校9クラス程度）、小中体育館、格技室 プール、運動場、わくわくプラザ、備蓄倉庫、地域コミュニティ施設		
環境配慮の考え方	大気	建設機械の稼働、資材運搬等に使用する車両は可能な限り最新の自動車排出ガス規制適合車を採用するよう配慮する。	
	騒音・振動	建設機械の稼働、資材運搬等に使用する車両は、低騒音・低振動型のものを採用するよう配慮する。	
	建造物影響	テレビ電波障害に関する事前の調査をおこない、影響がある場合は、対策を講じるように配慮する。	
	緑	二酸化炭素の吸収源やヒートアイランド現象抑制の観点から、積極的に緑化（緑化率20%）を図る。	
	都市コミュニティ	くろかわ「はるひ野」まちなみ協定を遵守すること。	
	地球環境	環境負荷の少ない設備等の導入を検討する。エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用する。	
	資源・廃棄物	工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。また、建設資材には、再生利用品等の利用に努めるとともに、熱帯材を使用しないよう配慮する。	
エネルギー	太陽光発電5KW程度の発電設備を設置し、エコスクールの教材として利用できるように、発電量が随時把握できるシステム及び構成を確保する。		
指摘事項	環境配慮は、設計・建設業務要求水準書及び落札者決定基準において示されているものであるから、今後、事業の実施に当たっては、環境調査書の環境配慮事項を着実に遵守するようPFI事業者を指導する必要がある。		

3 長沢浄水場浄水施設の更新計画

位置	多摩区三田5-1-1	事業主体	川崎市水道局
事業の目的	本事業は、平成21年度から平成28年度までの8年間の計画で長沢浄水場の施設能力240,000㎡/日を施設能力280,000㎡/日に増強し、耐震化を含めた更新を行うものである。		
事業の概要	区域面積（水道施設である浄水施設の更新面積）：約47,000㎡（＝4.7ha） *長沢浄水場の敷地面積 183,182㎡ 延床面積：4,000㎡～6,000㎡程度（浄水管理棟など） 施設概要：活性炭接触池、横流式沈殿池、急速ろ過池、活性炭注入設備、付帯設備（その他配水施設として、配水池、ポンプ室など）		
環境配慮の考え方	大気	工事で使用する建設機械は、排出ガス対策型を使用し、工事用車両は可能な限り最新の自動車排出ガス規制適合車を採用する。	
	水	水源である津久井湖のエアレーションをおこなっているほか、水質基準に則した検査をおこなっている。	
	土	浄水場内の土砂流出の可能性は低いが、極力切土・盛土の土量の最小化を図る。	
	騒音・振動	工事で使用する建設機械は、騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音低振動型のものを使用する。	
	緑	浄水施設内の樹木等の維持管理の向上に努める。	
	資源・廃棄物	工事に伴う建設廃材やその他廃棄物は、極力再生利用を図るとともに現場内活用を進める。また、建設資材には再生利用品等の利用に努めるとともに、熱帯材を使用しないようにする。	
	エネルギー	ろ過池等のカバーに太陽光発電設備の導入の検討を図る。	
指摘事項	本事業は、排水クロード化及び汚泥の有効利用等、水道供給施設整備事業に求められる環境配慮が概ねなされた内容であると認められるが、今後、事業の実施に当たっては、環境調査書に記載した環境配慮の内容を着実に遵守する必要がある。		

環境影響評価

川崎市は、全国に先駆け、1976年に、「環境影響評価に関する条例」を制定し、人と環境との調和、健康で安全かつ快適な環境の保全に取り組んできました。

しかし、その後の社会経済状況の変化や都市化の進展、科学技術の進歩に伴い、環境問題は複雑・多様化し、1997年6月には「環境影響評価法」（環境アセスメント法）が制定され、方法書手続（スコーピング）等の新たな手続の導入等、環境影響評価制度の手続及び技術面において一定の基準が示されました。

このような環境影響評価を取り巻く環境の変化に対応するため、1999年12月に、現行条例の長所を発展させ、環境影響評価法との整合に配慮しながら、新たな環境問題に的確に対応できるよう評価項目及び評価手法の充実及び手続の効率化が図られるよう改善した新たな条例を制定し、2000年12月に施行しました。

実施状況

2007年度における環境影響評価に関する条例の実施状況は次のとおりです。

1 条例環境影響評価準備書等受理状況

件数	件名
10件	<ul style="list-style-type: none">・(仮称)川崎製造所新工場建設計画・(仮称)黒川はるひ野114街区造成工事・(仮称)長沢浄水場の施設更新計画・(仮称)小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業・(仮称)主要地方道横浜上麻生道路整備事業(下麻生工区)・(仮称)川崎鈴木町駅前共同住宅計画・(仮称)中幸町3丁目再開発計画・鷺沼四丁目マンション計画・(仮称)京町三丁目共同住宅計画・明治大学黒川新農場(仮称)整備計画

2 環境影響評価審査書の公表

件数	件名
17件	<ul style="list-style-type: none">・鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業・(仮称)ホームズ川崎店建設事業・(仮称)港町プロジェクト・(仮称)溝の口末長共同住宅建設事業・(仮称)はるひ野ショッピングセンター建設事業・向ヶ丘遊園跡地利用計画(条例方法審査書)・京浜地区(扇島)新型シャフト炉建設事業・(仮称)犬蔵地区5街区集合住宅計画・有馬七丁目集合住宅計画・(仮称)サンシティ川崎新築工事・(仮称)新川崎B地区南街区共同住宅計画・(仮称)川崎製造所新工場建設計画・(仮称)黒川はるひ野114街区造成工事・(仮称)長沢浄水場の施設更新計画・(仮称)小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業(条例方法審査書)・(仮称)主要地方道横浜上麻生道路整備事業(下麻生工区)・(仮称)川崎鈴木町駅前共同住宅計画

3 環境影響評価審議会の開催状況

件数	件名
6件	<ul style="list-style-type: none">・鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業・(仮称)ホームズ川崎店建設事業・(仮称)港町プロジェクト・向ヶ丘遊園跡地利用計画・(仮称)長沢浄水場の施設更新計画・(仮称)小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業

■広域的な対応の推進

今日的な環境問題の解決に向けては、市域における取組にとどまらず、関係する行政機関や近隣自治体はもとより、国連と協調し国外との連携も必要となります。

市では、国際連合環境計画連携事業や八都県市首脳会議等を通して、多角的な取組に積極的に参加・協力すること等により、広域的な対応を推進しています。

取組状況

国際連合環境計画「UNEP」連携協調事業

産業と環境が調和した持続可能な都市モデルを形成するため、国際環境施策を推進しています。「アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」の開催や「UNEP アジア・太平洋エコタウンプロジェクト」等 UNEP 事業に協力し、市内企業の優れた環境技術や本市の環境保全の経験を活かした国際貢献を進めました。

八都県市首脳会議における取組

2007 年度の八都県市首脳会議における環境問題（地球環境の保全、大気中の窒素酸化物及び粒子状物質削減対策、東京湾の水質改善、緑の保全・再生施策等）及び廃棄物問題の検討状況の主な概要は、次のとおりです。

●環境問題

- ・地球環境の保全に関しては、地球温暖化防止キャンペーンを実施するとともに、省エネ型家庭製品の普及拡大を図るため、家電販売店の協力を得て、製品の省エネ性能の違いが一目でわかる「省エネラベル」を統一表示する制度を開始しました。また、地球温暖化防止に係る夏休み親子施設見学会を実施し、普及啓発の共同取組を実施したほか、ヒートアイランド対策についても、取組に向けた検討を進めました。
- ・大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策については、ディーゼル車規制の効果的な取組を実施し、エコドライブによる自動車使用方法の改善などを普及啓発するとともに、首都圏への流入車対策等を講じるよう国へ要望を行いました。
- ・東京湾の水質改善については、各自自治体の底質調査結果を収集し取りまとめました。また、水環境改善について情報交換を行うとともに、普及啓発資料「きれいな東京湾をめざして」を作成し、各自自治体のホームページに掲載しました。
- ・緑の保全・創出施策に関しては、八都県市が連携して取り組む具体的な施策の実現に向け調査・検討を進めるとともに、緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び財政措置の拡充等、国等への要望を行いました。

●廃棄物問題

- ・循環型社会の形成を進めるために、八都県市の各地域において「八都県市 3R キャンペーン」を実施し、八都県市域内の住民等に対して 3R の普及啓発活動を行いました。
- ・事業系一般廃棄物の減量化・再資源化の実態を把握するため、各自自治体で実施している先進的な取組事例を抽出し、排出事業者への指導等に活用する資料を取りまとめました。
- ・建設廃棄物の総合的管理による不法投棄防止については、これまでの検討状況や国との意見交換会の成果を踏まえ、国に対して、建設廃棄物を総合的に管理する新たな仕組みについて要望を行いました。
- ・首都圏における建設発生土等の不適正な埋立ての根絶について、これまでに実施した調査や検討の中で課題を整理し、国に対して要望を行いました。
- ・建設汚泥対策に関しては、個別指定制度の活用や、再生利用を推進する方策について検討しました。

神奈川県公害防止推進協議会における取組

神奈川県、横浜市、川崎市で組織する「神奈川県公害防止推進協議会」には、「自動車交通公害対策」、「浮遊粒子状物質対策」、「化学物質環境問題」の 3 つの部会があり、広域的な公害問題の解析、対策について協同で取組んでいます。その一環として、パンフレット等を作成、配布するなど、普及・啓発活動も行っています。2007 年度は、エコドライブとディーゼル車運行規制についてスローガン入りのウェットティッシュを作成して広報に努めるとともに、SPM 対策として PM2.5 等環境調査の検討及び VOC 対策講演会の開催や、リスクコミュニケーションに関する冊子の作成等を行いました。

大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策

⇒ 「第 2 章 重点分野」の「大気汚染の低減」重点的取組事項の実施状況に掲載。

川崎市自動車公害防止推進協議会における取組

2008年1月に、第23回川崎市自動車公害防止推進協議会を開催し、2006年度に改訂した「川崎市自動車公害防止計画」に沿った市及び関係団体、関係機関の自動車対策に関する施策の推進状況及び今後の政策について協議しました。また、2006年度から3か年における自動車公害防止計画として、エコドライブへの取組推進、低公害車普及拡大、自動車騒音防止の対策メニューへの位置づけ等を盛り込み、改定しました。

■環境情報の収集及び提供

環境施策を科学的、総合的に推進するため、環境の現状、環境への負荷、施策の実施状況等に係る環境情報の体系的な整備・利用を図っています。

また、環境教育・環境学習の充実や市民、事業者、民間団体による自発的な環境に配慮した行動の促進に資するため、様々な要請に対応した情報を整備し、正確かつ適切な提供に努めています。

取組状況

2007年に市が提供した環境情報は、次のとおりです。

分野	名称	頻度	アクセス方法又は問合せ先
全般	川崎市インターネットホームページ	常時	市HPのトップページの分野別メニュー（環境）から御覧いただけます。
	環境情報	1回/月	区役所の情報サービスコーナー 環：環境調整課
緑・公園	環境局事業概要（緑編）	1回/年	環：緑政企画担当
公害	環境局事業概要（公害編）	1回/年	環：企画指導課
	川崎市の大気環境（測定結果）	1回/年	環：公害監視センター
	川崎市公害研究所年報	1回/年	環：公害研究所
	水質年報	1回/年	環：環境対策課
廃棄物	環境局事業概要（廃棄物編）	1回/年	環：廃棄物政策担当

■環境科学に関する調査研究

環境科学に関する調査研究は、都市活動や事業活動に伴い様々に変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確に把握し、複雑化、広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となることから、その充実に努めています。

2007年度に公害研究所及び衛生研究所で実施した主な調査研究は次のとおりです。

<公害研究所における調査研究結果>

テーマ	ヒートアイランド現象の実態調査
目的	都市におけるヒートアイランド現象は、人体への直接的な影響として、熱中症などの健康への影響が懸念されています。また、熱帯夜、局所的な集中豪雨、光化学オキシダントの生成の助長との関係も指摘されており、都市に特有の熱大気汚染ともいわれています。このため、本市におけるヒートアイランド対策に向けた地域特性の把握を目的に、気温分布、熱環境マップの作成及び温度抑制技術に関する調査に取り組んでいます。
内容	2004年7月からデータロガ付温度計を市内の小中学校等の百葉箱（20か所）に設置し、詳細な気温観測を実施しています。また、市内全域を対象として、熱環境を把握することを目的に、土地利用図等を活用して都市空間の熱環境を地図化した熱環境マップを作成しました。
結果	気温観測の結果から、夏期においては、日中の気温は主に多摩川沿い内陸部で高くなるのに対し、熱帯夜日数は、臨海部寄りの観測地点で多くなる傾向が確認できました。これらの分布傾向は、一昨年（2006年度）の夏期の気温分布と同様の傾向でした。 熱環境マップの作成により、市内におけるヒートアイランド現象の原因や抑制に関わる、各種の要素分布をとらえることができました。
活用	今回の調査から得られた、市内の気温分布、熱環境マップ等の実態調査の結果は、対策効果の予測シミュレーションの基礎データとして活用するとともに、効果的なヒートアイランド対策に役立てていきます。

テーマ	川崎市における粒子状物質の粒径別成分組成
目的	一般環境大気及び道路沿道周辺の大気に含まれる粒子状物質の濃度及びその成分組成を明らかにすることにより、大気中の粒子状物質の挙動及び発生源寄与等を推定し、浮遊粒子状物質対策に必要な資料を得るための調査を行いました。
内容	川崎市内一般環境大気測定局（一般局）3地点（田島、中原、麻生）、自動車排出ガス測定局（自排局）3地点（池上、二子、柿生）の計6地点で毎月1回7日間、大気に含まれる粒子状物質を分級捕集し、PM2.5（粒径2.5 μ m以下の粒子）及びPM(2.5-10)（粒径2.5~10 μ mの粒子）の濃度を調査しました。また、それらの粒子に含まれる炭素成分、水溶性イオン成分8種、金属成分14種について分析しました。更に、それらの分析結果を基に、発生源の寄与を推定しました。
結果	2007年度のPM2.5の平均値は、一般局で17~18 μ g/m ³ 、自排局で21~30 μ g/m ³ となり、PM(2.5-10)は一般局で8~10 μ g/m ³ 、自排局で9~14 μ g/m ³ となりました。 ディーゼル排気粒子の指標となるPM2.5中の元素炭素濃度は、一般局で2.3~2.8 μ g/m ³ 、自排局で3.8~7.4 μ g/m ³ となりました。二次生成粒子の主成分であるPM2.5中の硫酸イオン、硝酸イオン、塩化物イオン、アンモニウムイオンの合計は、一般局で7.0~7.7 μ g/m ³ 前後、自排局で7.6~7.9 μ g/m ³ となりました。 さらに、Chemical Mass Balance解析（CMB解析）を用いて、PM2.5の発生源寄与率を推定したところ、ディーゼル車の寄与率は一般局で23.1~27.4%、自排局で30.8~45.0%となりました。また、二次生成粒子の寄与率は一般局で40.1~45.5%、自排局で25.6~37.9%となり、自排局の池上と二子では、ディーゼル車の寄与率が二次生成粒子の寄与率よりも高くなりました。
活用	現在、国ではPM2.5の環境基準の設定に向けた検討が進められています。環境省は、2007年7月に『大気中微小粒子状物質（PM2.5）測定方法暫定マニュアル改定版』を作成し、東京都では2008年度からPM2.5の独自の環境基準及び対策を視野に入れた実態調査に取り組むなど、PM2.5の対策は強化される方向にあります。本市としても、PM2.5を継続して調査し、濃度推移を把握するとともに、PM2.5の成分分析などの実態調査を行い、PM2.5の対策に役立てていきます。

テーマ	事業所における排水処理施設の性能調査（活性汚泥処理等）
目的	川崎市内にある事業所における排水の質、量及び処理方法等の実態を把握し、排水処理施設の適正な維持管理を行うことにより、負荷量を更に削減し、公共用水域の水質保全の一助とすることを目的に調査を実施しました。
内容	2007年2月から川崎市内にある14事業所の協力を得て、排水処理施設における処理前後の水質試験（COD、全窒素、全りん等）及び活性汚泥の生物相と処理効率調査について行いました。
結果	排水処理施設における工場排水の水質試験では、CODについてほとんどの調査事業所で80%以上の除去率となりました。生物学試験では、活性汚泥の生物相と処理効率には関連性があり、今回、肉質虫類、繊毛虫類（ツリガネムシ類、Aspidisca類、Euplotes類等）、輪虫類等が確認されました。処理施設における流入・処理水質、種々の処理条件とその条件下において優先的に出現する生物との関係を十分把握することが、適切な維持管理につながる事がわかりました。
活用	今回の調査結果を事業所へ還元し、適正な維持管理が図れるよう行政の指導及び助言の一助となっています。今後も事業所における排水を監視・調査するとともに、過去の水質分析結果に生物学試験を加え総合的な性能評価を行い、川崎市における水質保全のための基礎資料として活用していきます。

<衛生研究所における調査研究結果>

テーマ	地上及び上空におけるスギ及びヒノキ花粉の飛散状況調査
目的	国民の10%から15%がスギ及びヒノキ花粉に対するアレルギー一有症者という調査結果があり、健康福祉局では1986年から花粉アレルギー一有症にかかわる事業の一環として、スギ及びヒノキ花粉の飛散状況調査を行ってきました。
内容	地上（Darham式捕集器及びIs-rotary式捕集器）と上空（消防局の協力によるヘリコプターでの調査）で、スギ及びヒノキ花粉の飛散状況を調査しました。
結果	Darham式捕集器による調査結果は下記のとおりでした。 スギ花粉について 飛散開始日は2月22日で過去10年間では最も遅くなりました。最多飛散日は3月11日、飛散終了日は4月12日でほぼ平年並みでした。最多飛散数は278.1個/cm ² 、総飛散数は2,270.1個/cm ² で平年を下回りました。飛散期間は51日間で平年より短くなりました。 ヒノキ花粉について 飛散開始日は3月11日、最多飛散日は4月1日、飛散終了日は4月30日でほぼ平年並みでした。最多飛散数は54.3個/cm ² 、総飛散数は388.0個/cm ² で平年を下回りました。飛散期間は51日間で平年より長くなりました。 平成20年は、花粉の飛散が少なかった平成19年の2倍以上のスギ及びヒノキ花粉の飛散数となりましたが、それでも平年よりは少ない年となりました。平成19年には捕集された花粉数が100個/cm ² を超えた日は1日だけでしたが、平成20年は10日もあり、花粉症の人にとってはつらい日も多かったものと思われます。
活用	花粉の飛散状況は、健康福祉局保健医療部疾病対策課を通じて日本気象協会に情報提供され、花粉の飛散予報に活用されています。また、この調査結果は、健康福祉局保健医療部疾病対策課及び衛生研究所のホームページで公開されています。

■経済的手法の活用

経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブを与えることによって各主体の環境配慮を誘導する手法であり、環境への配慮と経済活動との統合・両立を図る上で有効な政策手段です。

取組状況

助成等

従来から実施している助成金や融資制度等は、環境への負荷の低減や市民、事業者の自主的取組を促すうえで有効な手段であることから、引き続き適切な活用を図ります。

●主な助成制度等

名 称	概 要
資源集団回収	家庭から排出される資源化物（古紙類、古布類、空きびん類）を集団回収する市民団体に対し、奨励金（1kgにつき3円）を交付しています。2007年は1,094団体で総回収量は54,431トン、奨励金交付額は1億6,329.3万円でした。
多摩川美化活動	河川愛護意識と美化意識の高揚を図るため、活動費の一部を補助しています。2007年度は、196団体15,915人が参加して、一般ごみ、空き缶などの分別収集（10.1t）を行いました。
市内統一美化活動	各区に美化実行委員会を設け、住居周辺や駅前広場、歩道等の一般ごみの収集と違反広告物の撤去の活動費を一部補助しています。
公園緑地愛護会	公園や緑道、緑地の除草などの維持管理作業を自発的に行っている町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の団体に報奨金を交付しています。2007年度は、356団体に969.0万円の報奨金が交付されました。
街路樹等愛護会	街路樹やグリーンベルトの保護・育成作業を行っている団体に報奨金を交付しています。2007年度は、301団体に1,112.0万円の報奨金が交付されました。
緑の活動団体	町内会、商店会、学校、サークルなどで、公開性の高い場所に植樹、花壇づくり、プランター等により緑化を行い、年間を通じて維持管理を行う団体や、下草刈り等の緑地保全活動を行っている5人以上の団体に、財団法人川崎市公園緑地協会より助成金を交付しています。2007年度は、172団体に549.1万円の補助金が交付されました。
屋上緑化等助成制度	屋上・壁面緑化の普及・推進を目的として、屋上緑化等を行う市民・事業者に対して助成金を交付しています。2007年度は、17件、682.4万円の助成金が交付されました。
公園管理運営協議会	市と協定を結び、街区公園等の管理運営を行う団体に報奨金を交付しています。2007年度は285団体に1,622.3万円の報奨金が交付されました。
公害防止資金融資制度	市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者又は中小企業等協同組合を対象に、公害の発生を防止するために必要な設備の設置若しくは改善、工場若しくは事業場の移転等に係る資金について金融機関と協調して融資を斡旋するとともに、利子の補給を行っています。2007年度は10件の利子補給を行いました。
DPF等装着補助	神奈川県条例に新たに規定されたディーゼル車運行規制が2003年10月から施行されたことから、事業者または個人を対象に、県条例に不適合となる車両（総重量3.5t超に限る）等に対し、八都府市指定のDPF、酸化触媒等の装着について2002年12月から補助を行ってきました。2007年度は、332台に助成金を交付しました。
ディーゼル自動車排出ガス改善促進資金	県条例に新たに規定されたディーゼル車運行規制が2003年10月から施行されたことから、中小企業者、各種公益法人等を対象に、2002年12月から新車代替又は粒子状物質減少装置の装着に対し融資を行うとともに、新車代替に利子の補給を行っています。新規受付は、2006年度で終了しました。
低公害車導入助成	市内事業者が天然ガス自動車やハイブリッド自動車の導入を行う際に、改造費の1/4の補助を行っています。2007年度は、31台に補助金を交付しました。
かわさき市民公益活動助成金	市内で公益的な活動をしているボランティア・市民活動団体が行う事業に対して資金面から支援し、団体活動の推進と将来の運営の自立・発展を図るため、財団法人かわさき市民活動センターより助成金を交付しています。2007年度は環境領域も含め全体で54事業に対し交付しました。
民間建築物の含有調査及び除去等への補助制度	市内の民間建築物吹付けアスベスト対策事業により、建築物の所有者が行う飛散性のあるアスベストの含有調査及び除去等の費用の一部を補助する。

経済的措置

製品・サービスの価格に適切に環境コストを反映させるための環境に関する税、課徴金、預託払戻制度（デポジット制度）等は、日常生活や事業活動において生ずる環境への負荷の低減を促すうえで有効な手法です。このような経済的措置についても検討しています。

預託払戻制度

（デポジット制度）

製品本来の価格にデポジット（預託金）を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所に戻された際に預り金を返却することにより、消費者からの当該製品の回収を促進しようとするもの。

● 主な経済的措置

名 称	概 要
事業系の一般廃棄物の処理手数料 （2004年4月から実施）	施設搬入：12円/kg
粗大ごみの処理手数料 （2004年4月から実施）	長さなどの区分に応じて、200円、500円、1,000円
産業廃棄物の処理費用	・可燃 施設搬入：12円/kg ・不燃 施設搬入：5円/kg

■ 財源の確保

望ましい環境像の実現に向けた良好な環境の保全、創造を安定的かつ継続的に進めていくためには、必要な財政的措置を図るとともに、国や県等の補助制度の活用や新たな基金制度の創設等に努めています。

財政的措置の状況

環境基本計画に掲げる環境要素ごとに、主な施策の概要に掲載する具体的施策に係る事業費の概要は次の表のとおりです。

環境基本計画の推進に係る事業費等

（単位：百万円）

	06年度事業費	07年度事業費	08年度計画費
大気	20,924.2	26,761.9	48,884.6
水質	4,719.7	4,480.0	3,789.4
土	76.4	94.3	102.9
化学物質	50.7	55.6	63.6
騒音・振動	9.6	8.5	8.0
水辺	302.2	371.2	431.0
緑	4,399.0	5,292.2	3,617.1
都市アメニティ	1,746.6	1,982.1	2,099.1
地球環境	24.4	40.5	56.0
資源・廃棄物	3,790.6	3,760.5	2,912.9
エネルギー	29.1	62.2	48.8
水循環	0.6	5.5	0.1
その他	5.6	8.7	35.7
合計	36,078.7	42,923.2	62,049.2